

竹原市告示第61号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年8月7日

竹原市長 今榮 敏彦

1 経営管理集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班 ・ 小班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
集 06 (集 222030006)	仁賀町字南ヶ	10750	121・010	山林	0.07 (0.07)	10年	

2 縦覧期間

令和5年8月7日から令和5年8月21日まで

3 縦覧場所

竹原市建設部建設課

竹原市ホームページ

4 本公告により、竹原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。